

葛飾区 L P ガス料金負担軽減事業 説明会 資料

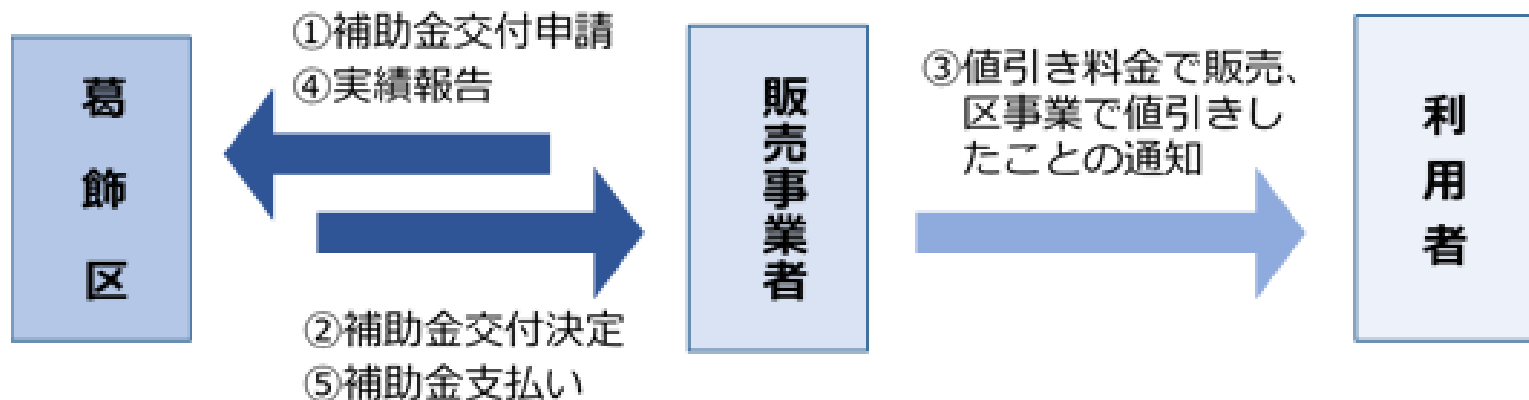
本事業は、L P ガス料金の上昇により影響を受けている区内の一般家庭や事業所の負担軽減策として、販売事業者を通じた使用料金の値引きを行うものです。

販売事業者の皆様におかれましては、事業の趣旨をご理解いただき、事業へご協力賜りますようお願い申し上げます。

1 事業概要

(1) 概要（事業スキーム）

- 区内でL Pガスを利用する世帯等の令和5年9月～令和6年2月検針分の使用料金から、販売事業者を通じて **1 利用者あたり上限5,000円**の値引きを行います。
- 値引き販売をした販売事業者へは、手続きの上、区から値引き原資等（補助金）をお支払いします。
- 販売事業者を通じた値引きであるため、利用者の手続きは不要です。



1 事業概要

(2) 値引きの対象となる利用者

- **令和5年9月～令和6年2月の検針時に区内でL Pガスを利用している世帯及び事業所**が値引きの対象となります。
 - ※ 液化石油ガス法に規定される一般消費者等に限定しません。
 - ※ 上記期間内に転出入があった場合でも、区内にいた間は値引きを実施できます。
 - ※ 2世帯住宅や集合住宅など、同敷地内にあってもメーターが複数あり、利用者が異なる場合には、それぞれが対象となります。
 - ※ 契約があっても、明らかにL Pガスの利用がない場合は対象外です。
- 質量販売（ボンベ売り）は値引きの対象外です。
- 国及び地方自治体が管理し、LPガス使用料を負担している施設等は値引きの対象外です。

1 事業概要

(3) 補助対象事業者（値引きを実施できる販売事業者）

以下のすべての項目に該当する事業者が対象です。

- ア **液化石油ガス法第3条第1項の登録**を受けたL Pガスの販売事業者であること
- イ 区内のL Pガス利用者に対して本事業の値引きを行い、その事実を明示※できること
 - ※**本事業による値引き額を明示した検針票や請求書、別紙等**
- ウ **日本国内に金融機関の預貯金口座**を有し、その口座を通じて日本円で本事業にかかる精算を行うことができること
- エ 法人等（法人又は個人をいう。）の代表者又は役員が、各都道府県の暴力団排除条例で規定される**暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当しないこと**

1 事業概要

(4) 補助対象経費・交付額

補助対象経費	内容及び交付額
値引き原資	値引き対象となる利用者を実施した値引き金額の合計 ただし、1利用者あたり5,000円を上限とします。
事務経費	本事業実施にあたり要する事務経費 30,000円（定額）

※交付額は、全て消費税及び地方消費税を除きます。

1 事業概要

(5) 値引きの実施方法・期間

① 実施方法・期間、金額

- **令和5年9月～令和6年2月の検針**に基づき利用者へ請求する額から値引きを行ってください。
- 上記期間内かつ上限5,000円の範囲において、**値引きの実施期間や回数**、1回あたりの**値引き額は、補助対象事業者が決定**してください。
- 値引き実施後、**令和6年3月末までに実績報告書を提出**してください。

② 留意事項

- 値引きをした際は、検針票や請求書又は別紙に「**葛飾区の支援により、〇〇円の値引きがされています。**」等の内容を記載し、利用者にお知らせしてください。
- 値引き終了後、区が無作為抽出した一部の利用者（5件程度）について、値引きの事実が確認できる検針票の写し等を提出していただきます。
- **補助金交付決定通知の決定日以前の値引きは、本事業の対象外**です。

1 事業概要

(5) 値引きの実施方法・期間

< 実施例 1 > 令和5年10月に交付申請する場合

10月	11月	12月	1月	2月	3月
区へ交付申請提出 ↓ 交付決定通知受領	検針 ↓ 値引き 請求 2,000円引き	検針 ↓ 値引き 請求 1,000円引き	検針 ↓ 値引き 請求 1,000円引き	検針 ↓ 値引き 請求 1,000円引き	区へ実績報告 提出 計5,000円引き
	検針 ↓ 値引き 請求 5,000円引き	実施なし	実施なし	実施なし	計5,000円引き

1 事業概要

(5) 値引きの実施方法・期間

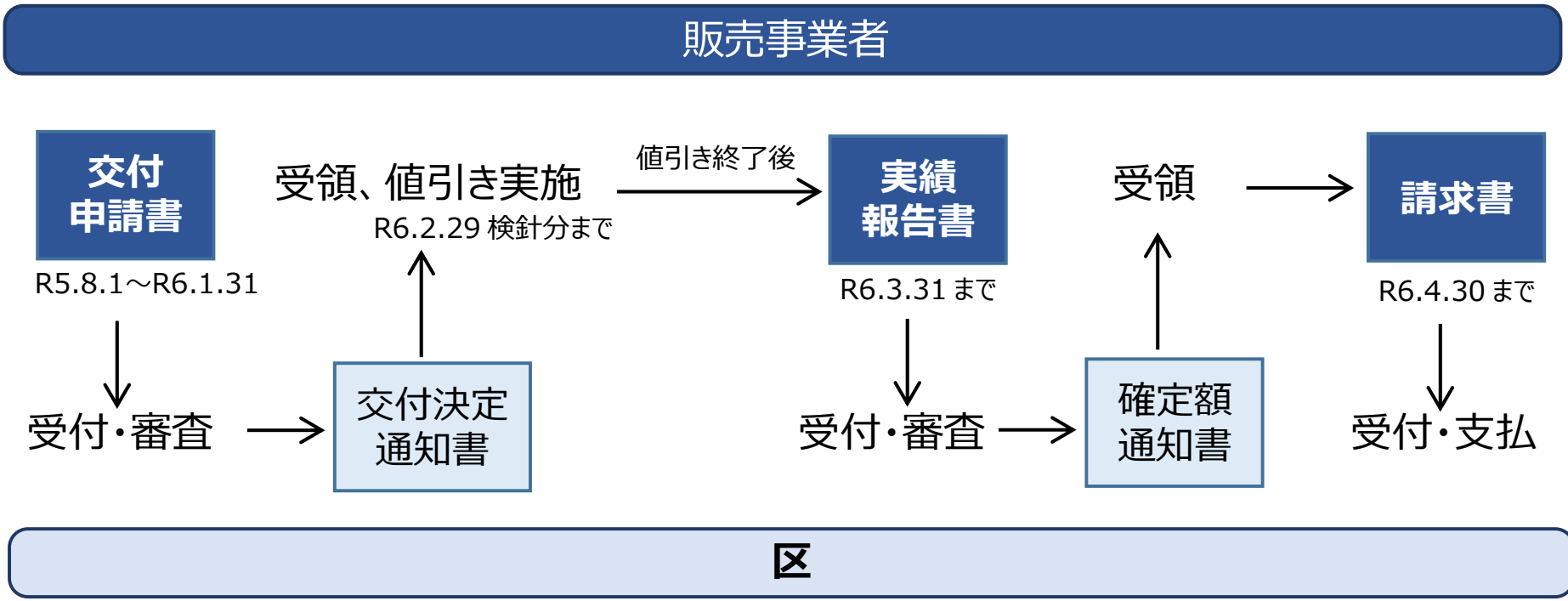
< 実施例 2 > 令和5年8月に交付申請する場合

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2～3月
区へ交付申請提出 ↓ 交付決定通知受領	検針 ↳ 値引き請求 1,000円引き	検針 ↳ 値引き請求 1,000円引き	検針 ↳ 値引き請求 1,000円引き	検針 ↳ 値引き請求 1,000円引き	検針 ↳ 値引き請求 1,000円引き	区へ実績報告提出 計5,000円引き
	実施なし	実施なし	検針 ↳ 値引き請求 5,000円引き	実施なし	実施なし	計5,000円引き

※東京都の補助事業(8～10月検針対象)と重複する場合は、東京都分の値引きを先に行ってください。

2 補助金の交付手続き

(1) 手続きの流れ



2 補助金の交付手続き

(2) 手続きの概要（一部手続きのみ抜粋）

手続き	提出物 （【メール提出】以外はすべて郵送提出）	説明・留意点
交付申請	<ul style="list-style-type: none">・ 葛飾区 L P ガス料金負担軽減事業に関する補助金<u>交付申請書</u>(第1号様式)・ 補助事業(値引き)を行う予定の家庭及び事業所の<u>一覧表</u>(第1号様式別紙)【メール提出】・ 液石法第3条第2項の申請書の写し又は<u>金看板の写し</u>（写真可）	<ul style="list-style-type: none">■ 値引き開始の10日前までに区に到着するように提出してください。■ 利用者数の増加（転入等）が見込まれる場合は、<u>あらかじめ想定転入分を含めた件数</u>で交付申請してください。■ 申請書に、補助金の概算払の希望の有無を記載してください。
実績報告	<ul style="list-style-type: none">・ 葛飾区 L P ガス料金負担軽減事業に関する補助金<u>実績報告書</u>(第7号様式)・ 補助事業(値引き)を行った家庭及び事業所の<u>一覧表</u>(第7号様式別紙)【メール提出】	<ul style="list-style-type: none">■ 利用者への値引きが終了しましたら速やかに提出してください。

2 補助金の交付手続き

(2) 手続きの概要（一部手続きのみ抜粋）

手続き	提出物 （【メール提出】以外はすべて郵送提出）	説明・留意点
請求	・ 葛飾区 L P ガス料金負担軽減事業に関する補助金交付請求書(第9号様式)	■ 区からの補助金額確定通知書の内容に基づき、金額等を記載し、提出してください。
概算払	・ 葛飾区 L P ガス料金負担軽減事業に関する補助金概算払依頼及び交付請求書(第10号様式) ・ (法人の場合) 法人都(県)民税の納税証明書(直近決算分) ・ (個人の場合) 特別区民税・都民税(住民税)の納税証明書(令和5年度)	■ 事業を実施するために必要な場合、事業終了後の補助金額の確定の前に、補助金の交付を受けることができます。 (交付予定額の7/10)

2 補助金の交付手続き

(3) 注意事項

- **提出いただいた申請書類は、原則として返却しません。**提出時には、必ず控え（写し）を手元に残すようにしてください。
- 申請等の時期を過ぎて到着した書類は受理できませんので、ご注意ください。
- 個別の手続きにおける注意事項は、**申請書類等の記入見本に記載**していますのでご確認ください。

(4) 申請書類ダウンロード

ホームページ「葛飾区LPガス料金負担軽減事業 > LPガス販売事業者の皆様へ」

<https://www.city.katsushika.lg.jp/business/1000011/1030233/1031300/1032548/1032553.html>

葛飾区LPガス負担軽減



2 補助金の交付手続き

(5) 問い合わせ・申請書等提出先

〒125-0062

東京都葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか内

葛飾区 産業観光部 産業経済課 経営支援係

電話 : 03-3838-5556 (平日8:30~12:00、13:00~17:15)

FAX : 03-3838-5551

メール : 051200@city.katsushika.lg.jp

(※ 件名の冒頭に【L P ガス】と入れてください。)